

第1回「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」議事要旨

- 日時:** 平成25年12月25日(水)午前8時～9時45分
- 場所:** 経済産業省本館17階 第3特別会議室
- 出席者:** 弥永委員(座長)、五十嵐委員、藤田委員、円谷委員、本澤委員、篠岡委員、高畑委員、熊谷委員、野村委員、吉井委員、油布氏、辰巳氏、林氏、井上氏
- 議事:**
- (1) 企業会計室長挨拶
 - (2) 座長挨拶
 - (3) 研究会及び配布資料等の取扱い
 - (4) 事務局資料説明
 - (5) 自由討議

議事概要

自由討議における主な発言は以下の通り。

(全般)

- 企業は競争の中で経営を行っている。開示と機密情報担保のバランスが必要であり、ありとあらゆる開示をする事にはリスクが伴う。
- 利用者側は、「More is better」、比較可能性及び首尾一貫性の確保を唱えているが、作成者は、コスト・ベネフィットの観点からも開示を考えている。開示の目的は、比較可能性というよりは、事業の実態を、数字を通していかにコミュニケーションするかである。
- 3つの制度(金商法、会社法、東証規則)の各目的は理解できるが、整合性をさらに担保し、開示を簡素化させて欲しい。
- とにかく会社は開示すべき情報が多く、作業に追われている状況である。各国との比較から日本の開示を整理したい。
- 世界的には開示が多すぎるため減らす議論が進んでいる。日本には、3つの制度があるが、情報の内容として薄い部分がある。制度を見直して、情報内容を充実させて欲しい。
- 日本は、海外のあらゆる諸制度を取り込んできた結果、開示が増えている。どこ

に重点を置くかを検討することが重要である。企業も投資家もグローバル化する中で、国内の視点だけにとらわれない制度整備が必要である。

- 諸外国の制度は自由度が高く見え、作成者の企業にとっては利便性が高いと思われるかもしれないが、制度のエンフォースメントの実態や、違反した場合の制裁の状況など、何が開示されているのかという面だけでなく、各国の制度の背景に存在するものを含めた検討が必要ではないか。
- 会社法の対象会社は（上場会社に限定されないため）数が多く、金商法と、開示の趣旨や目的が異なるため、簡素化は簡単にいかないかもしれないが、海外諸制度を検討しつつ勉強させて頂きたいと考えている。
- 企業がグローバル化する中で、国内制度が障害にならないように、開示の二度手間を改善する必要がある。

（論点1）

- 四半期報告は適時開示が目的であるが、その趣旨が現状の開示において十分に考慮されているとは言えないのではないか。
- ショート・ターミニズムの原因は、四半期報告よりも、証券会社が情報提供の対価を十分に徴収できていないことが機関投資家の過度な情報提供要求を可能とし、セルサイドのアナリストがその対応に時間を削られている点にあるのではないか。
- 例えば、四半期報告書の開示内容の一部を証券取引所等における適時開示に委ねて簡素化するなど、制度開示と適時開示との連携を検討すべきではないか。
- 諸外国の中には、四半期や半期報告書は監査やレビューの対象にならないところもある。例えば四半期報告に関して第三者の保証が必要か、提出時期が遅れても監査やレビューを受けた方がよいのか、監査やレビューを受けていなければ情報価値が低いのか等、検討の余地がある。
- 金商法という制度の中で四半期報告書を公表するのであれば、何らかの保証は必要かと思う。
- 監査対象ではない決算短信の情報を利用者は信頼し分析に織り込んでいるが、これは後日監査を受けた有価証券報告書が公表されることが前提となっている。
- 決算短信も実質的には監査を受けており、やはり3つの制度を整理する必要がある。

- 監査(又はレビュー)は、半期と年度末だけでよいのではないか。四半期は適時性が重要であり、作成者にとって負担であれば四半期レビューを省略することもあり得るのではないか。半期・年度末の監査がしっかりしていれば、四半期開示において重大な虚偽や過誤による不適切な表示がなされるリスクは小さいと思われる。
- 各制度上の開示について、段階的に、いつ、何を開示するかを上手く利用すれば、タイムリーな開示ができる。
- フランスでは、「通貨金融法典」を含めて各法律がそれぞれの役割と目的を明確にしており、開示について共通化されているものの、各企業の開示は、必ずしも統一されていないように思う。

(論点2)

- 半期と四半期は目的が違うはずだと考えており、四半期は適時性がキーワードなので開示ボリュームは減るはず。四半期は年度の進捗報告という目的であれば業績予想の必要性が大きな論点になる。
- 簡素化した中間監査を導入し、第1四半期と第3四半期報告制度を見直してはどうか。

(論点3)

- 業績予想については、半強制的に開示が求められているが、ユーザーでも意見が分かれるところ。

(論点4)

- 全上場会社に同じ開示規定を適用するのは、そろそろ限界と思われる。比較的余裕のある企業とそれ以外という分け方は考えられるのではないか。

(論点5)

- UKにおける簡素化のプロセス・背景について知りたい。

(論点6)

- 財務情報と非財務情報の区分が曖昧。IASBで取り扱われている概念フレームワークでも曖昧であり、何をどのレベルで開示するのかは、各国の法規制が影響を与えられるので、そのあたりを知りたい。
- 会計基準において、財務・非財務の切り分けは難しいことは理解しているが、財

務・非財務情報を適切に組み合わせて、いかに効率的に企業の実態を伝えるかが重要。財務情報となると監査の必要性から作成者の負担が重くなるのなら、非財務情報の効果的な利用方法が検討されるべき。

(論点7)

- フォワード・ルッキングに基づく会計情報やその開示が四半期毎に行われている現状、見込の開示に合理性があるのか疑問である。

(論点8)

- 重要性を検討する際に、開示が企業の経営に役立つか、という視点からのコスト・ベネフィットの検討をしてはどうか。この点に関する海外情報があれば有益。
- 一般投資家の視点から開示情報が多ければよいという考えもあるが、かえって何が重要な情報かわからなくなるという側面もある。
- ただし、昨今の情報開示の簡素化・柔軟化においては、投資家にとって重要な情報までが削られる傾向にあることを懸念している。
- 現行の開示制度は株式への投資家向けが中心。社債の投資家にとって重要な情報という視点からの検討もありうる。

(追加論点)

- 提出期限の論点があってもよいのではないか。海外の情報も欲しい。論点9は、皆さんあまり関心がないと思われるため、削減してもよいかもしれない。
- 金商法の有報と会社法の計算書類の提出期限のわずかな相違が、会社側のストレスや、後発事象の会計基準導入の課題となっている。各報告書の提出のタイミングについても検討すべきである。
- フランスでは環境や従業員などに係る情報が非財務情報として財務報告書のなかで開示が義務づけられており、他の諸国の動向もみたくうえで、場合によっては、その点も検討課題としていいのではないか。

以上